

ヘルスクラブジ・イースト 細 則 個人会員・法人会員

【2023年4月1日改定】

第1条（入会金及び会員資格保証金）

会則第8条第1項の入会金及び会員資格保証金は「会員募集要項」記載の金額とします。

第2条（年会費）

会則第16条における年会費は「会員募集要項」記載の金額とします。なお、1箇年度は毎年4月1日より翌年3月31日とします。

第3条（施設利用料金）

会則第17条における施設利用料金は「会員募集要項」記載の金額とします。

第4条（年会費その他の支払い）

1. 会員

年会費は毎年3月に次年度分を指定口座より引き落とさせていただくか、あるいは当社の指定口座にお振り込みいただきます。
その他の料金は御利用の都度お支払いいただきます。

2. ビジター

全て御利用の都度お支払いいただきます。

第5条（施設利用の範囲及びビジター）

1. 会員、ビジターともにクラブ内の全施設を御利用していただくことができます。ただし、施設によってはあらかじめ御予約をいただくか、あるいは御利用の時間帯を制限させていただく場合がございます。
2. ビジターは、原則として満18歳以上の方に限らせていただきます。ただし、会員同伴に限り特例扱いをする場合があります。
3. 会員が同伴するビジターは原則として3名以内としますが会社は施設の利用状況により上記ビジターの人数を変更することができます。

第6条（会員の健康管理）

1. 会員は入会時及び次年度より年1回会社の指定した健康診断を無料で受けることができます。
2. 会員は専門医によるカウンセリング及び特別指導を無料で受けることができます。

第7条（休会）

1. 会員は長期出張及び傷病等やむを得ない事情により6ヵ月以上休会をする場合、事前に理由を明記した休会届を提出していただき会社が承認した場合、会社は休会として取り扱いその期間に相当する年会費を免除することがあります。
2. 会員が本クラブの会員資格を喪失した場合は、届を提出のうえ会員証を返還しなければなりません。

第8条（名義変更手数料）

会則第13条の名義変更手数料は「会員募集要項」記載の金額とします。

第9条（10年以内の会員資格保証金返還額）

会則11条の会員資格保証金の返還率は次のとおりとします。

- (1) 死亡の場合・・・会員資格保証金の100%
- (2) 傷病等による本クラブ利用の継続が不可能な場合・・・会員資格保証金の100%
- (3) 海外永住等による本クラブ利用の継続が不可能な場合・・・会員資格保証金の100%
- (4) 法人会員の場合で、当該法人が解散の場合・・・会員資格保証金の60%
- (5) 除名の場合・・・会員資格保証金の50%

第10条（変更事項の届出）

会員は住所、連絡先、役職名等入会申込書記載事項に変更のあった場合には速やかにこれを御提出ください。

第11条（消費税及び銀行振込手数料）

下記の費用は会員負担とさせていただきます。

- (1) 入会金、年会費、施設利用料金等に係る消費税
- (2) 入会金、会員資格保証金等の支払いに伴う銀行振込手数料

第12条（定休日及び営業時間等）

1. 本クラブは12月を除く毎月末日を定休日とさせていただきます。ただし、月末日が土曜日・日曜日、及び祝日に当たる場合はそれらの前日を定休日とさせていただきます。
2. 施設の保守・点検等の事由により定休日以外の日であっても休業させていただくことがあります。この場合には、あらかじめ会員に対し通知します。ただし、やむを得ない場合は、掲示をもってかえることがあります。
3. 営業時間は「会員募集要項」記載のとおりとします。

第13条（付則）

年会費、施設利用料金及び名義変更手数料等については、経済情勢の変動により変更させていただく場合があります。

第14条（改正）

会社は本細則の改正、変更を行うことができ、改正、変更の効力はすべての会員におよぶものとします。